

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三宅村は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

東京都三宅島三宅村長

公表日

令和6年10月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>三宅村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法に基づいて、三宅村は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<p>1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民税基本台帳ファイル (2) 住民税収納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項及び別表省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。) (第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者が)「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ○第2条の表の1の項、命令第3条 ○第2条の表の2の項、命令第4条 ○第2条の表の3の項、命令第5条 ○第2条の表の4の項、命令第6条 ○第2条の表の5の項、命令第7条 ○第2条の表の7の項、命令第9条 ○第2条の表の11の項、命令第13条 ○第2条の表の13の項、命令第15条 ○第2条の表の15の項、命令第17条 ○第2条の表の20の項、命令第22条 ○第2条の表の28の項、命令第30条 ○第2条の表の37の項、命令第39条 ○第2条の表の39の項、命令第41条 ○第2条の表の42の項、命令第44条 ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の49の項、命令第51条 ○第2条の表の53の項、命令第55条 ○第2条の表の57の項、命令第59条 ○第2条の表の58の項、命令第60条 ○第2条の表の59の項、命令第61条 ○第2条の表の63の項、命令第65条 ○第2条の表の65の項、命令第67条 ○第2条の表の66の項、命令第68条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の73の項、命令第75条 ○第2条の表の75の項、命令第77条 ○第2条の表の76の項、命令第78条 ○第2条の表の81の項、命令第83条 ○第2条の表の83の項、命令第85条 ○第2条の表の84の項、命令第86条 ○第2条の表の86の項、命令第88条 ○第2条の表の87の項、命令第89条 ○第2条の表の88の項、命令第90条 ○第2条の表の89の項、命令第91条 ○第2条の表の88の項、命令第90条 ○第2条の表の89の項、命令第91条 ○第2条の表の90の項、命令第92条 ○第2条の表の91の項、命令第93条 ○第2条の表の92の項、命令第94条 ○第2条の表の96の項、命令第98条 ○第2条の表の98の項、命令第100条 ○第2条の表の106の項、命令第108条 ○第2条の表の108の項、命令第110条 ○第2条の表の115の項、命令第117条 ○第2条の表の124の項、命令第126条 ○第2条の表の125の項、命令第127条 ○第2条の表の129の項、命令第131条 ○第2条の表の130の項、命令第132条 ○第2条の表の132の項、命令第134条 ○第2条の表の137の項、命令第139条 ○第2条の表の138の項、命令第140条 ○第2条の表の140の項、命令第142条 ○第2条の表の141の項、命令第143条 ○第2条の表の142の項、命令第144条 ○第2条の表の144の項、命令第146条 ○第2条の表の147の項、命令第149条 ○第2条の表の151の項、命令第153条 ○第2条の表の152の項、命令第154条 ○第2条の表の155の項、命令第157条 ○第2条の表の156の項、命令第158条 ○第2条の表の158の項、命令第160条 ○第2条の表の160の項、命令第162条 ○第2条の表の161の項、命令第163条 ○第2条の表の163の項、命令第165条 ○第2条の表の164の項、命令第166条 ○第2条の表の165の項、命令第167条 ○第2条の表の166の項、命令第168条 ○第2条の表の167の項、命令第169条 ○第2条の表の168の項、命令第170条 ○第2条の表の169の項、命令第171条 ○第2条の表の170の項、命令第172条 ○第2条の表の171の項、命令第173条 ○第2条の表の172の項、命令第174条 ○第2条の表の173の項、命令第175条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	村民課
②所属長の役職名	村民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号100-1212 三宅村役場村民課税務係 住所:東京都三宅島三宅村阿古497番地 電話:04994-5-0983
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三宅村役場 企画財政課 郵便番号 100-1212 住所 東京都三宅村阿古497番地 電話 04994-5-0984
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人住民税システムへのアクセスが可能な職員は、手指静脈とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月17日	公表日	令和元年6月28日	令和2年4月1日	事前	
令和2年2月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数が	令和元年5月7日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年2月17日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数が	令和元年5月7日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和3年7月26日	公表日	令和2年4月1日	令和3年8月2日	事前	
令和3年7月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数が	令和2年3月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年7月26日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数が	令和2年3月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和4年2月26日	公表日	令和3年8月2日	令和4年3月7日	事前	
令和4年2月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年2月26日	しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数が	令和3年7月1日	令和4年2月1日	事後	
令和4年2月26日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数が	令和3年7月1日	令和4年2月1日	事後	
令和6年10月18日	公表日	令和6年10月25日	令和6年10月25日	事前	
令和6年10月18日	I 関連情報 1. 関連情報 ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、	番号法に基づいて、	事前	
令和6年10月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)(第2条の表(以下「第2条の表」という。)(第2条の表における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者が)「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ○第2条の表の1の項、命令第3条 ○第2条の表の2の項、命令第4条 ○第2条の表の3の項、命令第5条 ○第2条の表の4の項、命令第6条 ○第2条の表の5の項、命令第7条 ○第2条の表の7の項、命令第9条 ○第2条の表の11の項、命令第13条 ○第2条の表の13の項、命令第15条 ○第2条の表の15の項、命令第17条 ○第2条の表の20の項、命令第22条○第2条の表の28の項、命令第30条 ○第2条の表の37の項、命令第39条 ○第2条の表の39の項、命令第41条 ○第2条の表の42の項、命令第44条 ○第2条の表の48の項、命令第50条 ○第2条の表の49の項、命令第51条 ○第2条の表の53の項、命令第55条 ○第2条の表の57の項、命令第59条 ○第2条の表の58の項、命令第60条 ○第2条の表の59の項、命令第61条 ○第2条の表の63の項、命令第65条 ○第2条の表の65の項、命令第67条 ○第2条の表の66の項、命令第68条 ○第2条の表の69の項、命令第71条 ○第2条の表の73の項、命令第75条 ○第2条の表の75の項、命令第77条 ○第2条の表の76の項、命令第78条 ○第2条の表の81の項、命令第83条 ○第2条の表の83の項、命令第85条 ○第2条の表の84の項、命令第86条 ○第2条の表の86の項、命令第88条 ○第2条の表の87の項、命令第89条 ○第2条の表の88の項、命令第90条 ○第2条の表の89の項、命令第91条 ○第2条の表の89の項、命令第90条 ○第2条の表の89の項、命令第91条 ○第2条の表の90の項、命令第92条 ○第2条の表の91の項、命令第93条 ○第2条の表の92の項、命令第94条 ○第2条の表の96の項、命令第98条 ○第2条の表の98の項、命令第100条 ○第2条の表の106の項、命令第108条 ○第2条の表の108の項、命令第110条 ○第2条の表の115の項、命令第117条 ○第2条の表の124の項、命令第126条 ○第2条の表の125の項、命令第127条 ○第2条の表の129の項、命令第131条 ○第2条の表の130の項、命令第132条 ○第2条の表の132の項、命令第134条 ○第2条の表の137の項、命令第139条 ○第2条の表の138の項、命令第140条 ○第2条の表の140の項、命令第142条 ○第2条の表の141の項、命令第143条 ○第2条の表の142の項、命令第144条 ○第2条の表の144の項、命令第146条 ○第2条の表の147の項、命令第149条 ○第2条の表の151の項、命令第153条 ○第2条の表の152の項、命令第154条 ○第2条の表の155の項、命令第157条 ○第2条の表の156の項、命令第158条 ○第2条の表の158の項、命令第160条 ○第2条の表の160の項、命令第162条 ○第2条の表の161の項、命令第163条 ○第2条の表の163の項、命令第165条 ○第2条の表の164の項、命令第166条 ○第2条の表の165の項、命令第167条 ○第2条の表の166の項、命令第168条 ○第2条の表の167の項、命令第169条 ○第2条の表の168の項、命令第170条 ○第2条の表の169の項、命令第171条 ○第2条の表の170の項、命令第172条 ○第2条の表の171の項、命令第173条 ○第2条の表の172の項、命令第174条 ○第2条の表の173の項、命令第175条	事前	
令和6年10月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	村民課	村民課長	事前	
令和6年10月18日	IV リスク対策		8. 人手を介在させる作業	事前	
令和6年10月18日	IV リスク対策	8. 監査	9. 監査	事前	
令和6年10月18日	IV リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和6年10月18日	IV リスク対策		11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	事前	